

29 西審個議第 8 号  
平成 29 年 8 月 4 日

西東京市長 丸 山 浩 一 様

西東京市個人情報保護審議会  
会 長 横 道 清 孝

東京都被災者生活再建支援システムの導入について

平成 29 年 7 月 14 日付 29 西危第 196 号の諮問に対し、別紙のとおり答申します。

別紙

東京都被災者生活再建支援システムの導入に  
ついての答申

平成 29 年 8 月 4 日

西東京市個人情報保護審議会

## 第1 諮問の概要

次に掲げる事務における個人情報の取扱いに関し、必要となる個人情報を、本人以外のものから収集すること（西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号。以下「条例」という。）第8条第2項第7号に該当すること）及び市の実施機関内部で目的外利用すること（条例第10条第2項第5号に該当すること）について審議会の了解を得たい旨の諮問が市長からあった。

- (1) 東京都被災者生活再建支援システム（以下「共同利用システム」という。）の導入に伴い、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2に定める災害証明書の発行等の事務を円滑に行うため、危機管理室（以下「担当部署」という。）が下記の表左欄に掲げる個人情報保有部署から右欄に掲げる個人情報の提供を受ける。

個人情報保有部署	個人情報
市民部市民課	住民基本台帳情報（識別番号、世帯番号、氏名、通称名、世帯主氏名、現住所、現住所方書、前住所、前住所方書、転出先住所、転出先方書、本籍、性別、生年月日、続柄、在留カード等番号、国籍、在留資格、在留資格期間、在留終了年月日、異動年月日、異動事由）
市民部資産税課	家屋台帳情報（物件番号、物件所在、家屋番号、所有者識別番号、所有者世帯番号、所有者氏名、所有者住所、所有者住所方書、納税義務者識別番号、納税義務者世帯番号、納税義務者氏名、納税義務者住所、納税義務者住所方書、共有者数、現況種類用途、現況構造）

- (2) 担当部署では、提供された個人情報を災害発生前に共同利用システムに取り込み、災害発生時に速やかに運用できる体制を平時から整備する。
- (3) 災害が発生した場合においては、住家の被害状況を調査し、その結果を共同利用システムに取り込む。
- (4) 被災者から申請があったときは、共同利用システムから、災害証明書を作成し、被災者に交付する。
- (5) 担当部署等は、災害対策基本法第90条の3の規定により作成する被災者台帳を共同利用システム内で管理し、これを活用して長期的かつ継続的な被災者の生活再建支援を行う。

## 第2 諮問内容の補足について

- (1) 提供を受ける個人情報の項目について

- ア 担当部署からの説明に関して、共同利用システムの導入に当たり必要となる個人情報として諮問書に掲げられた項目の中に、審議会資料として提示された、り災証明書様式案には記載されていない項目が見受けられるが、これらの項目については、り災証明書の発行に必要な不可欠な項目であるのかとの質問が委員からあった。
- イ これに対し、担当部署からは、当該項目は、り災証明書の中に直接的に記載される項目ではないが、証明の発行に当たり、対象者や被害を受けた建物の特定に必要な情報であること、また、り災証明書を交付した後も、市が災害対策基本法等に基づき被災者の長期的かつ継続的な生活再建支援を実施するために必要であることから、諮問書に掲げた全ての個人情報について、個人情報保有部署から提供を受ける必要があるとの説明があった。
- ウ 上記イの担当部署からの説明により、審議会としては、提供を受ける個人情報の項目が、り災証明書の発行のほか、被災者支援のために必要であることについては了解をし、本諮問については、このことを前提として審議をすることとした。
- エ しかしながら、審議会に提出があった諮問書には、提供を受ける個人情報が、り災証明書の発行以外の目的のためにも必要であるとの明確な記載がなく、一見すると、証明書発行には不必要な個人情報の提供を受けることについて審議会の承認を求めるものであるとの誤解を招きかねないものであった。今後の同様の諮問の際は、事業の目的及び個人情報の利用等の必要性を明確にするようにされたい。

### 第3 審議会の結論

審議会は、諮問のあった共同利用システムの導入に伴う個人情報の収集及び目的外利用並びに本人通知の例外的な取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 個人情報を本人以外から収集すること及び目的外利用することについて  
共同利用システム導入のために必要となる個人情報を、本人以外のものから収集すること（条例第8条第2項第7号に該当すること）及び市の実施機関内部で目的外利用すること（条例第10条第2項第5号に該当すること）を、いずれも認める。
- (2) 収集及び目的外利用したことを本人へ通知しないことについて  
本人以外のものからの個人情報の収集及び市の実施機関内部での目的外利用に係る本人への通知を行わないこと（条例第8条第3項及び第10条第3項の各例外に該当すること）を認める。

#### 第4 審議会の判断理由

審議会は、共同利用システムの導入に伴う個人情報保有部署から担当部署への個人情報の提供及び当該個人情報の取扱いに関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

##### 1 個人情報の本人からの直接収集の例外及び市の実施機関内部での目的外利用について

###### (1) 公益上の必要性

先般の東日本大震災に際し、り災証明書の交付に時間を要したことにより被災者支援の実施に遅れが生じた事例があったことを受け、平成25年に災害対策基本法が改正され、市町村長が、り災証明書を遅滞なく交付することが義務付けられたところである。

西東京市においては、西東京市地域防災計画（平成28年修正版）で、多摩直下型地震（マグニチュード7.3）が発生した場合の建物被害について、全壊831棟、半壊3,711棟と想定しており、今後、同規模の災害が発生した際には、窓口業務、住家被害認定調査及びり災証明書の交付業務に相当の混乱が生じることが予想される。災害の発生に備え、平時からこれらの体制を整備しておくことは重要であると考えている。

さらに、共同利用システムの導入により得られる効果について、担当部署から以下のとおり説明を受けた。

ア り災証明書の発行時には、別個に管理されている住民基本台帳情報と家屋台帳情報のデータの突合せに時間を要していたところ、これらの紐付けにより被害を受けた住家の所有者又は住人の特定を即座に行うことが可能となり、り災証明書発行に掛かる時間が大幅に短縮されること。

イ 共同利用システムにより被災者台帳を管理することで、災害発生後の義援金給付、仮設住宅への入居、税・保険料の減免等の公的支援の長期的かつ継続的な実施が可能となること。

以上の説明から、共同利用システムの導入により、災害後における住家被害認定調査のデータ化や建物所有者の特定に要する時間の短縮に繋がることが期待され、り災証明書の早期発行や被災者に対する公的支援の迅速かつ効果的な実施に資すると考えられる。

よって、市が共同利用システムを導入し、個人情報を本人以外のものから収集し、実施機関内部で目的外利用をすることについて、公益上の必要性があると判断した。

###### (2) 個人情報の管理体制

共同利用システムの利用に係る個人情報の管理について、担当部署から以下のとおり説明を受けた。

ア 共同利用システムは、インターネットから分離されたL G W A N回線により接続され、利用のための通信は暗号化されること。

イ 共同利用システムを利用できる端末は端末認証により、また、利用できる職員はI D・パスワードにより、それぞれ限定されること。

ウ 共同利用システムサーバ内には、自治体毎にデータベースが作成され、各自治体のデータベースには当該自治体の職員のみがアクセス可能となること。

エ 共同利用システムと基幹システムとの直接的な連携・接続は行われないこと。

以上の説明から、審議会は、提供を受けた個人情報について適切なセキュリティ対策が講じられ、個人情報の管理体制は十分に措置されることになると判断した。

## 2 収集及び目的外利用したことを本人へ通知しないことについて

審議会は、収集及び目的外利用したことの本人への通知については、本人からの申請に基づいてり災証明書の交付を行うことにより本人が収集等をした事実を把握することができること、また、件数が多数に上ることが見込まれ適正な通知業務が困難視されることから、当該通知を行わないことについて妥当であると判断した。

## 第5 附帯意見

本答申を出すに当たり、次の意見を申し添える。

- (1) 担当部署から、共同利用システムへログインするためのI Dは、共同利用する31団体の人口比により9件付与される予定であるが、市内におけるI D・パスワードの割振りや管理体制については、現段階では詳細は定まっていないとの説明があった。
- (2) 一般に、情報システム等への不正なアクセス等が発生した場合において、いつ、誰がアクセスしたのかを特定するためには、システムを使用する各職員にI D・パスワードを付与し、どのI D・パスワードを用いてシステムが利用されたのかをアクセスログに記録しておく必要がある。
- (3) 災害発生時においては、り災証明書の発行申請が多数に上ることが予想され、複数の職員で同一のI D・パスワードを使用する等、業務多忙を原因とする不適切なI D及びパスワードの管理が情報漏えいに繋がることも懸念されることから、これらの運用方法については早期に検討を行い、災害発生時に混乱をきたすことのないよう平時からの体制整備に

努められたい。

## 第6 審議経過

審議会を開催日	内容
平成29年7月14日	諮問及び審議
平成29年8月4日	答申

以上